

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室）

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	<p>【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" data-bbox="341 1245 1461 1335"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>5,000万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・半島振興法第9条の2、第16条 （所得税）租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第26項</p>			資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								

		(法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、 第21項、第22項及び第27項	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲400百万円の 内数) (— 百万円)
新設・ 拡充又は 延長を 必要とする 理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要があり、これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。</p>		
	今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)
租税特別措置の適用又は延長期間			2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
同上の期間中の達成目標			半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)
政策目標の達成状況			令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 172件 令和5年度 163件 令和6年度 156件 ※令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した推計値。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
	予算上の措置等の要求内容及び金額	① 半島振興広域連携促進事業 67百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 18百万円 (令和5年度概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。 これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致す

			<p>るものである。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p>																
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="564 584 1460 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>204 (150)</td> <td>1,748 (1,529)</td> <td>406 (355)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>171 (162)</td> <td>1,721 (1,816)</td> <td>399 (451)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>185 (161)</td> <td>1,815 (2,041)</td> <td>421 (473)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。 () 内は前回要望時の見込値 (前回要望との乖離の理由) 前回要望時の聞き取り調査では税制特例適用の意向がなかったが、後日適用に至った案件が確認されたため。ただし適用額減少は、より実態に近づけるために計算に使用する適用耐用年数を細分化したことによる。</p>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)	令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)
		適用件数	適用額	減収額															
	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)															
	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)															
令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)																
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条</p> <p>② 適用件数 平成30年度：82件 令和元年度：72件 令和2年度：73件</p> <p>③ 適用総額 平成30年度：725百万円 令和元年度：547百万円 令和2年度：688百万円</p>																	
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>																	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>20代後半から30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、令和3年の社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であり、目標値は達成してはいるものの、全体として社会減であることは変わらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予断は許さない状態である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年間延長 平成2年度 適用期限の2年間延長 平成4年度 適用期間の2年間延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年間延長 （機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等 14/100→13/100） 平成11年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100 建物等 6/100） 平成13年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100→11/100） 平成15年度 適用期限の2年間延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年間延長（機械等 11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100） 平成19年度 適用期限の2年間延長 （旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年間延長 平成23年度 適用期限の2年間延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上） 平成27年度 適用期限の2年間延長 平成29年度 適用期限の2年間延長 令和元年度 適用期限の2年間延長 令和3年度 適用期限の2年間延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室 ）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長									
税目	所得税、法人税									
要望の内容	<p>【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。 そのほか、所要の措置を講ずる。</p>									
	<p>【現行制度】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" data-bbox="338 1245 1477 1339"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>1 億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・ 離島振興法第 19 条 （所得税） 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上
資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

	<p>(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、 第 23 項、第 24 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 9 項及び第 10 項</p> <table border="1" data-bbox="874 304 1487 481"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲400 百万円 の内数)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(▲400 百万円 の内数)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円						
(制度自体の減収額)	(▲400 百万円 の内数)						
(改正増減収額)	(— 百万円)						
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。</p> <p>ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成29年9月策定）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	政策の達成目標	離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を315千人以上とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和2年度：349千人 → 令和6年度：目標値321千人 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。
	政策目標の達成状況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。
有効性	要望の措置の適用見込み	地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。 令和4年度 36件 令和5年度 41件 令和6年度 37件 ※関係都道府県へ調査した令和4年度見込みの件数。それをもとに令和5年度、令和6年度の見込みを算出した。 ※継続の件数も含む。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 （減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・ 離島振興法第20条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>①公共事業予算の一括計上 44,097百万円 ②離島活性化交付金 1,552百万円 ③離島振興調査費 160百万円 (令和5年度概算要求額)</p>																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、企業誘致に関しては令和5年度概算要求しているが、これは事業者に対する直接支援ではなく、企業誘致を促進する自治体向けの支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>																
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="614 1518 1412 1731"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (百万円)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>26 (20)</td> <td>65 (54)</td> <td>15 (12)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>26 (25)</td> <td>58 (99)</td> <td>13 (23)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>32 (28)</td> <td>57 (94)</td> <td>13 (21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。 ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ※（ ）内は、前回要望時の適用見込値</p> <p>【計算式】 令和元年：適用額×23.2%（法人税率）＝減収額 令和2年：適用額×23.2%（法人税率）＝減収額 令和3年：適用額×23.2%（法人税率）＝減収額</p>		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	令和元年	26 (20)	65 (54)	15 (12)	令和2年	26 (25)	58 (99)	13 (23)	令和3年	32 (28)	57 (94)	13 (21)
	適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)															
令和元年	26 (20)	65 (54)	15 (12)															
令和2年	26 (25)	58 (99)	13 (23)															
令和3年	32 (28)	57 (94)	13 (21)															

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p><令和2年度調査結果></p> <p>① 租税特別措置法の条項 第45条</p> <p>② 適用件数及び適用総額</p> <table border="1" data-bbox="624 365 1251 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12件</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8件</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8件</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用総額	平成30年度	12件	45百万円	令和元年度	8件	30百万円	令和2年度	8件	42百万円
	適用件数	適用総額												
平成30年度	12件	45百万円												
令和元年度	8件	30百万円												
令和2年度	8件	42百万円												
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられる。</p>												
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を336千人以上とする。</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度の人口は348千人であり、令和4年度の目標値は達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加)</p>												

	<p>拡充（取得価額用件を2,000万円超から500万円以上に引下げ（資本規模により異なる））</p> <p>拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目 名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	<p>【要望】 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）の適用期限を 1 年間（令和 6 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>（1）対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>（2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000万円超 1億円以下</td> <td style="text-align: center;">1億円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等</p> <p>（1）対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>（2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美群島振興開発特別措置法第11条第 1 項及び第 8 項 （所得税） 租税特別措置法第12条第 4 項柱書及び表第 4 号 <li style="padding-left: 20px;">租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第14項第 4 号、第15項第 4 号、第24項、第25項及び第26項 <li style="padding-left: 20px;">租税特別措置法施行規則第 5 条の13第 8 項、第 9 項及び第10項 			資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								

	<p>(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項</p> <table border="1" data-bbox="874 282 1490 472"> <tr> <td data-bbox="874 282 1193 349">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 282 1490 349">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 349 1193 416">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1193 349 1490 416">(▲400 百万円の内数)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 416 1193 472">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1193 416 1490 472">(— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(▲400 百万円の内数)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円						
(制度自体の減収額)	(▲400 百万円の内数)						
(改正増減収額)	(— 百万円)						
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」においても、「6 次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進していく」、「農業、観光／交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出…(中略)…のための取組を推進していく」と位置づけられているところである。</p> <p>しかしながら、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備投資や雇用機会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業等」については、IT 企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元の IT スキルを持った人材育成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィス等の勤務形態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援する必要がある。</p>						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成29年9月策定）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
		政策の達成目標	奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
		租税特別措置の適用又は延長期間	1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
	有効性	政策目標の達成状況	奄美群島の令和2年度末時点の総人口は105千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。
		要望の措置の適用見込み	令和4年度 7件 令和5年度 9件
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処

			<p>理施設、海岸、河川及び義務教育施設 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円</p> <p>②奄美群島振興交付金 奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。 対象事業：農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業等 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>また、本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

	適用件数	適用額	減収額
令和元年	6件 (10件)	10百万円 (28百万円)	2百万円 (6百万円)
令和2年	4件 (6件)	7百万円 (9百万円)	2百万円 (2百万円)
令和3年	3件 (9件)	5百万円 (18百万円)	1百万円 (4百万円)

※租特透明化法に基づく適用実態調査とは異なり、資産毎に件数を積算している。
(出典：適用件数及び適用額は鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計、法人税率は23.2%とした。)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

特定地域における工業用機械等の特別償却
根拠条文：租税特別措置法第45条

	適用件数	適用額
平成30年度	4件	14百万円
令和元年度	3件	9百万円
令和2年度	2件	6百万円

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展や経済の活性化及び就業機会の確保に貢献するものと考えられる。

前回要望時の達成目標

目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和5年度末の目標値を令和3年度末現在では104千人と達成できているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が依然として続いている。

これまでの要望経緯

平成10年度 創設（奄美群島の過疎に類する地区）
（機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超）
平成11年度 適用期限の2年間延長
（機械等12/100 建物等7/100）
平成12年度 拡充
（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）
平成13年度 適用期限の3年間延長

	(機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超)
平成 16 年度	適用期限の 2 年間延長 拡充 (離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)
平成 17 年度	過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)
平成 18 年度	適用期限を 1 年間延長
平成 19 年度	適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500万円超→2,000万円超)
平成 21 年度	適用期限を 2 年間延長 拡充 (情報通信産業等を追加)
平成 23 年度	適用期限を 2 年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外
平成 25 年度	適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充 (旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000万円超→500万円超(資本規模により異なる))
平成 26 年度	適用期限を 1 年延長
平成 27 年度	適用期限を 2 年延長
平成 29 年度	適用期限を 2 年延長
令和 元年度	適用期限を 2 年延長
令和 3 年度	適用期限を 2 年延長